宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年８月27日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社大久　②東京都知事⑶28740　③代表取締役　馬場利久　④東京都板橋区徳丸四丁目６番11号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都板橋区徳丸四丁目６番11号　株式会社大久　代表取締役　馬場利久

①有限会社阿部企業　②神奈川県知事⑵29224　③代表取締役　阿部和彦　④神奈川県相模原市南区上鶴間本町八丁目34番37号　⑤利付国庫債券1000万円　⑥神奈川県知事　⑦神奈川県相模原市南区上鶴間本町八丁目34番37号　有限会社阿部企業　代表取締役　阿部和彦